

Go To 商店街事業について

(注)

- 本事業は、新型コロナウイルス感染症にかかる政府の基本的対処方針や業界別ガイドラインなど業界毎の感染症対策の実施状況、地域毎の感染症流行状況等を勘案しつつ実施時期や実施範囲等も含め関係省庁・関係団体等と相談しながら段階的且つ柔軟に実施することとします。
- なお、新型コロナウイルス感染症の再流行などによる緊急事態宣言の再度の発出など新たな事態が生じた場合、事業の実施中においても見直しを図ることがあります。

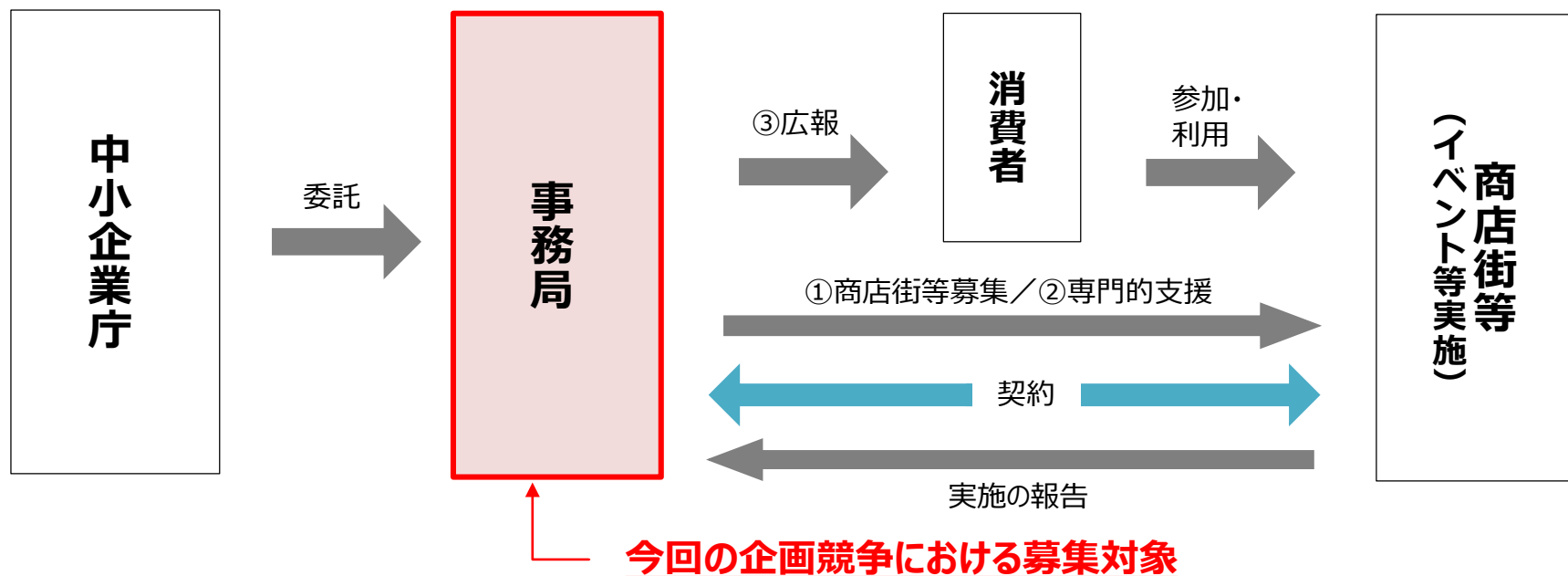
2020年7月

中小企業庁 商業課

Go To 商店街事業の概要

- 本事業は、新型コロナウイルスによる感染症の流行状況を見極めつつ、国全体の需要喚起を図るべく、立地や集客機能に優れた商店街等において人の流れと街のにぎわいを創り出し、商店街等のにぎわい回復を図ることを目的とする。
- 今回の企画競争においては、本事業全体を統括・運営する事務局を募集。

●事業スキームイメージ



Go To 商店街事業の事務局業務と事業例

●事務局業務

①商店街等募集、商店街イベント等の実施

商店街等を募集し契約した上、商店街イベント等（**イベント・キャンペーン、プロモーション、観光商品開発**等）を実施
（1商店街等あたり**300万円上限、広域連携**でプロモーション等を実施する場合**500万円上乗せ**）

②商店街等への専門的支援の実施

商店街イベント等を実施する商店街等に対する、専門的なノウハウの提供、人材派遣等による支援の実施

③事業の広報

幅広い消費者にとって参加しやすい商店街イベント等となるよう情報発信

※なお、詳細については、事務局決定後、中小企業庁と協議の上で決定する。

●商店街イベント等の例

- 新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での毎年恒例の商店街イベントの実施
- 商店街内のテイクアウト対応店舗のポータルサイト作成・運営
- 地域産品配布等によるピーク時間の分散化を図った商店街セールイベントの実施
- オンラインイベントとの実施とその広報
- 商店街の定番メニューのデリバリーキャンペーン
- 従来の商圈外の消費者に対して商店街等の魅力を発信するプロモーションの開発
- 商店街等でのコト消費を促進する旅行商品（飲み歩き・食べ歩きツアー等）の開発とOTA（Online Travel Agent）等での販売